

知っ得！税金あれこれ なっ得！税金あれこれ

市民税・県民税

令和7年度税制改正に伴い、 令和8年度分から控除額が一部変更・追加されます

①給与所得控除の引き上げ

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。扶養控除は、下表のとおり（給与収入のみの場合）です。給与以外の所得がある場合は、当てはまらないことがあります。

本人の給与収入（所得）	本人が扶養に入れるか	配偶者が配偶者控除*を受けられるか	配偶者が配偶者特別控除*を受けられるか
123万円以下（所得58万円以下）	扶養に入る	受けられる	受けられない
123万円を超える場合（所得58万円超～133万円以下）	扶養に入れない	受けられない	受けられる
201万6千円以上（所得133万円超）			受けられない

*配偶者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、本人の給与収入に関わらず配偶者は配偶者控除、配偶者特別控除を受けられません

②扶養親族の所得要件などの引き上げ

配偶者控除、扶養控除、ひとり親の生計を一にする子の前年の所得金額などの合計額の要件が48万円から58万円に引き上げられます。

また、勤労学生の前年の合計所得金額要件が75万円から85万円に引き上げられます。

③特定親族特別控除の創設

納稅義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族など（配偶者、青色事業専従者および白色事業専従者を除く）の前年の合計所得金額が58万円を超える場合、右表のとおり控除できます。

特定親族特別控除額

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

目次

- 1-2 市民税・県民税
- 2 軽自動車税（種別割）
- 3-4 固定資産税
- 4 9月12日からの大雨による固定資産税・都市計画税の減税
- 5 都市計画税
- 5 事業所税
- 6 納税

この記事は、令和7年12月1日現在の地方税法の規定などに基づいて作成しています

市民税・県民税

市民税・県民税の電子申告が始まります

令和8年度分（令和7年中の所得などに対する申告分）から、電子申告が始まります。

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAX[※]のホームページ、マイナポータルなどを経由して、個人の市民税・県民税の申告ができるようになります。詳しくは、順次、市ホームページなどでお知らせします。

※地方税共同機構が提供する地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム



問 市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309

✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

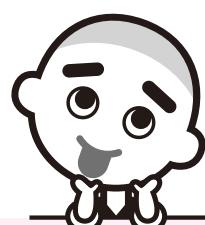
軽自動車税（種別割）

種別割は4月1日現在の所有者にかかる税金です

種別割は、毎年4月1日現在に軽自動車やバイクなどを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。例えば5月に廃車や名義変更の手続きをしても、4月1日に所有していれば、その年度分は全額納めていただくことになります。

そのため、車両の譲渡や廃車など登録状況に変更があったときは、速やかに登録変更手続きをしてください。登録変更は車種により手続き場所や方法が異なりますので、詳しくは、市ホームページ（HP ID:1001000000584）をご覧ください。



Q & A

Q 原動機付自転車を市内の人間に譲った場合はどうしたらいいの？

A 市民税課窓口にお越しいただく必要があります。その際、譲渡証明書・来庁者の本人確認書類・前所有者の標識交付証明書が必要です

Q 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトにも税金はかかるの？

A 道路の走行の有無に関わらず、課税されます。所有者になった時点で申告をし、ナンバープレートを車体に取り付けてください

●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「軽自動車税」をクリック）

問 市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

固定資産税

〈家屋〉

Q & A

Q どんな建物に固定資産税がかかるの?

A ①土地に定着し、②屋根があつて壁や建具などに囲まれており、③天井の高さが1.5メートル以上ある建物が対象です。
居宅に限らず、条件を満たせば車庫や倉庫、サンルームなども課税対象になります

Q 市内に分譲マンションを所有しています。家屋の課税床面積が登記上の床面積と異なるのは、なぜ?

A 分譲マンションは、各個人の部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室などの「共用部分」に分かれています。
固定資産税の課税床面積には「共用部分（専有部分の持ち分に応じて面積を按分したもの）」も含まれるため、「専有部分」のみが対象となる登記上の床面積とは異なります

以下の改修工事をした住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く） ※延床面積50m ² 以上280m ² 以下、併用住宅の場合は住宅部分が1／2以上	平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）
手続き要件	●建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事である	●次のいずれかに該当する人が居住する住宅である ①65歳以上 ②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている ③障害がある ●次のいずれかの工事を行った ①廊下の拡幅 ②床の段差解消 ③浴室の改良 ④扉の改良 ⑤便所の改良 ⑥床の滑り止め ⑦手すりの取り付け ⑧階段の勾配の緩和 一戸当たりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円を超える場合に適用されます	●次の工事のうち、①を含む工事を行った ①床の断熱改修 ②天井の断熱改修 ③壁の断熱改修 ※改修工事により現行の省エネ基準に適合することが必要 一戸あたりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が60万円を超える場合、または、断熱改修にかかる費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置にかかる工事費と合わせて60万円を超える場合に適用されます
減額内容	1／2を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120m ² 相当分まで ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間	1／3を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり100m ² 相当分まで ※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能	1／3を減額 工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120m ² 相当分まで

- 耐震改修または省エネ改修により長期優良住宅に該当することとなった家屋は、必要書類・減額範囲などが異なります
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当し、耐震改修をされた家屋に対しても固定資産税の減額が適用されます
- その他要件や申請方法など、詳しくは資産税課家屋係へお問い合わせください

固定資産税

<土地>

土地の税額決定までの過程

評価額を決定

固定資産税を課税するための土地の価格を「評価額」といいます。宅地の評価は地価公示価格等の7割を目指しています。

課税標準額を算定

評価額に対して、住宅用地に対する特例*を適用するなどして、課税標準額（税額を計算する基の額）を算定します。

税額を計算

$$\text{土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}$$

固定資産税1.4%
都市計画税0.2%

*毎年1月1日現在において、住宅の敷地として利用している土地は、税負担が軽減されます

問 資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

<償却資産>

事業主やアパートの経営をしている人は償却資産の申告をお願いします

法人や個人で、工場や店舗などを経営している人、アパートや駐車場を貸し付けている人などが、その事業のために所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税の課税対象となります。

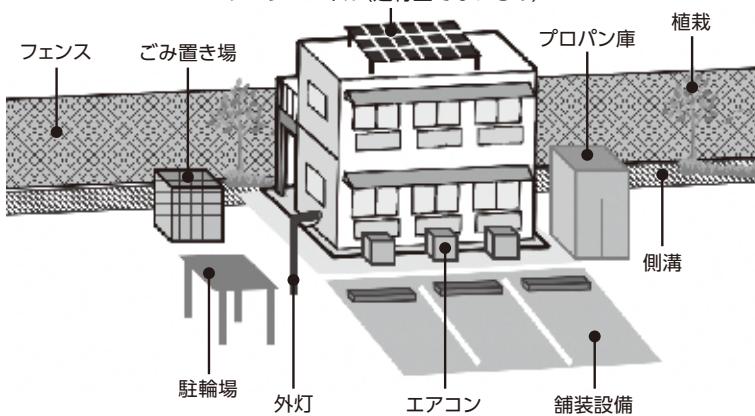
令和8年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、令和8年2月2日までに申告をお願いします（eLTAXによる申告も可能）。

なお、昨年度申告した人には、12月中旬に「申告書」と「申告の手引き」を送付しました。

【例】共同住宅の主な償却資産

※建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外

ソーラーパネル（建材型でないもの）



問 資産税課 管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309

9月12日からの大雨による固定資産税・都市計画税の減免

課税されている固定資産（家屋・償却資産）に被害を受けた人は、被害の程度により減免が受けられる場合があります。

詳しくは、資産税課にお問い合わせいただくか、市ホームページ（HP ID1759828927738）をご確認ください。

問 資産税課 家屋係

☎354-8135 FAX 354-8309

管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用に充てるため課税されるものです。

都市計画事業とは …「都市計画施設」の整備に関する事業および市街地開発事業をいいます。

都市計画施設とは、道路などの交通施設や公園、上下水道施設、ごみ焼却場など、都市になくてはならない施設です

課税対象資産 …都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地および家屋です

納税義務者 …該当する土地または家屋の所有者です

税額の計算方法 …課税標準額*×0.2%（税率）
※該当年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。ただし、土地は、負担調整措置や住宅用地の特例などに該当する場合は異なります

納税の方法 …固定資産税とあわせて納めます

●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック）

問 資産税課 土地係

☎ 354-8134 FAX 354-8309

家屋係

☎ 354-8135 FAX 354-8309

✉ shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。それ以前の相続でも、不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象です。相続登記の手続きは、法務局へお問い合わせください。

問 津地方方法務局 不動産登記部門 ☎ 059-228-4372 四日市支局 ☎ 353-2237

事業所税

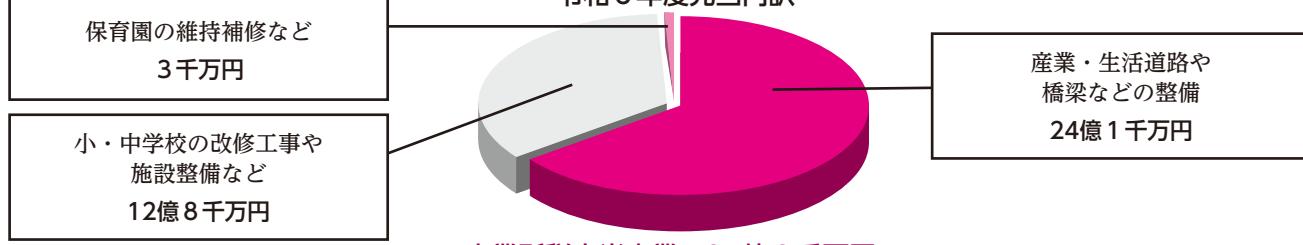
事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています。

事業所税のしくみ …事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が1,000m ² を超える事業者	市内の事業所等の従業者数合計が100人を超える事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員を含む)への支払給与総額
税率	床面積1m ² につき600円	従業者への支払給与総額の0.25%
申告方法	申告納付(eLTAXによる申告も可能です)	
申告(納付)期限	法人 個人	事業年度終了の日から2ヶ月以内 事業を行った年の翌年の3月15日まで

事業所税の使途 …事業所税は、次のような事業に充当され、皆さんの暮らしに役立てられています

令和6年度充当内訳



●市ホームページでもご覧いただけます（トップページの「市民の方へ」から「税金」→「事業所税」をクリック）

問 市民税課 諸税係

☎ 354-8133 FAX 354-8309

✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

納 稅

市税は納期限までに納付してください

次の納付方法があります。

◆窓口

- 納付書をお持ちのうえ、次の場所で納付ができます。
- ・四日市市指定金融機関、郵便局
 - ・各地区市民センター（中部を除く）
 - ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
 - ・収納推進課（市役所2階 5番窓口）

◆コンビニエンスストアなど

コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書（30万円以下）は、納付書に記載のコンビニエンスストアでも納付できます。

◆地方税お支払サイト（QRコード）

QRコード記載の納付書は、全国のQRコード対応金融機関、郵便局の窓口での納付や、スマートフォンやパソコンから電子決済（スマートフォンアプリ、クレジットカード、インターネットバンキングなど）でも納付できます。詳しくは「地方税お支払サイト」のホームページをご覧ください。

- ★コンビニエンスストアでの納付や、スマートフォンなどの電子納付は、金額を訂正したとき、バーコード・QRコードが読み取れないときは、使用できません
★窓口やコンビニエンスストア以外での納付の場合、領収証書は発行されません
★QRコードを利用した電子決済の場合、手数料がかかることがあります

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

納税が困難なときは早めのご相談を

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、早めに収納推進課にご相談ください。一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。

市税を滞納すると・・・

市では、納期限を経過しても納付されない納税義務者に対して督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。

それでも納付されない場合、納期限までに納付された人の公平性を保つため、延滞金を加算したり、給与や預貯金、不動産などの財産を差し押さえたりすることになります。

- 市ホームページでもご覧いただけます
(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「納税」をクリック)

問 収納推進課 管理係

☎354-8141 FAX 354-8309

✉syuunousuishin@city.yokkaichi.mie.jp

納税は 便利で安心な口座振替 をご利用ください！

ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に振り替えるので、納付の手間が省けます。

振替可能な税の種類	市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 軽自動車税（種別割） 固定資産税・都市計画税
必要なもの	納税通知書、通帳、通帳の届け出印
手続き場所	口座振替取扱金融機関の窓口 または郵便局の窓口 ※申込用紙は市内店舗の窓口にあります。 申込用紙の郵送をご希望の場合は、収納推進課へご連絡ください

○ご注意ください

- ★手続きが完了するまでには約1ヶ月必要です。余裕を持って早めに手続きしてください
★振替通知や領収証書の発行はありません
★固定資産や軽自動車の所有者変更、課税が長期間されなかった場合は、新しく申し込み手続きが必要になります
※詳しくは、市ホームページ（本ページ下段）をご確認ください

夜間・日曜窓口を開設

平日の昼間に納付や相談に来られない人はご利用ください

夜間窓口

- 時 平日19：30まで
(ただし、水曜日および年未年始は除く)
所 収納推進課
(市役所2階 5番窓口)

日曜窓口

- 時 每月最終日曜日
(ただし12月は21日)
10：00～16：00
所 収納推進課
(市役所2階 5番窓口)

※夜間窓口、日曜窓口ともに市役所地階の
夜間休日受付へお越しください

納期限は納税通知書のほか、市ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしています

